

## 群馬県特別栽培農産物認証票等取扱要領

### (趣旨)

第1 この要領は、群馬県特別栽培農産物認証要綱（以下「要綱」という。）第8の2、群馬県特別栽培農産物認証要領（以下「要領」という。）第22及び群馬県特別栽培農産物加工食品認証要領（以下「加工食品認証要領」という。）第7の規定に基づき、特別栽培農産物認証票等の種類、規格、表示方法及び管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (認証票の作成と使用)

第2 生産登録者、とう精登録者及び加工食品登録者は、要領に基づく認証を受けた場合、認証票を作成・使用できるものとする。

### (認証票の種類及び規格)

第3 認証票のデザイン及び配色は別記1のとおりとし、使用資材の節減割合を記入して使用するものとする。

2 認証票は、縦横比率を保持した上で、貼付する資材に合わせて大きさを変更できるものとする。

### (認証票の表示方法)

第4 認証票は、原則としてシールによることとし、出荷容器及び包装資材又は農産物に直接貼付するものとする。

2 農産物等の形態や販売方法等により、シール以外の方法による表示が適当である場合は、次の手続きにより、知事の了承を得て他の方法で表示することができるものとする。

(1) 認証票印刷許可申請書は、様式1とする。

(2) 栽培責任者は、第4の2(1)の申請書を、印刷を実施する前に確認機関を経由して、所管の農業事務所長に提出するものとする。ただし、とう精登録者及び加工食品登録者は、直接所管の農業事務所長に提出するものとする。

(3) 農業事務所長は、第4の2(2)の申請書の提出を受けたときには、内容を確認し、農政部長に提出するものとする。

(4) 知事は、申請を認めるとときには、様式2により認証票の印刷を許可する旨を申請者に通知するものとする。

(5) 第4の2(4)の通知は農業事務所を通じて行うものとする。

3 認証加工食品には、認証票のほか、群馬県特別栽培農産物認証要領に基づく認証を受けた農産物を原材料として使用している旨の表示を認証票の下部に併せて行うものとする。（別記2の加工食品表示例参照）

4 認証農産物が販売先等で小分け包装される場合の認証票の取扱いについては、確認機関が認証された農産物とその他農産物が混合されないなど適切な管理が行われることを書面や現地確認などで確認した場合に使用を認めるものとし、確認機関の長は認証票の使用状況を様式3により農業事務所長を通じて群馬県知事に報告するものとする。

### (併用表示の表示方法)

第5 認証農産物には、次の事項について、認証票に併用する表示（以下「併用表示」という。）を認証票に併用して表示するものとする。（別記3の併用表示の表示例参照）

(1) 群馬県特別栽培農産物認証要綱・要領に準拠している旨

- (2) 使用資材の節減割合等に関する事項
- (3) 栽培責任者の氏名（又は団体の名称）、住所、連絡先
- (4) 確認機関の名称、住所、連絡先
- (5) 精米確認の表示（とう精の場合）

なお、第5の1(1)の表示については「群馬県特別栽培農産物」と記載するものとする。

- 2 併用表示の枠外に農林水産省新ガイドラインにおける生産方法を満たしている旨を表示する。
- 3 農薬を使用していない特別栽培農産物にあっては第5の1に定めるもののほか、その旨を表示するものとする。なお、その表示については「農薬：栽培期間中不使用」と記載するものとする。（別記3例1参照）
- 4 節減対象農薬を使用していない特別栽培農産物にあっては第5の1に定めるもののほか、その旨を表示するものとする。なお、その表示については「節減対象農薬：栽培期間中不使用」と記載するものとする。（別記3例2参照）
- 5 窒素成分を含む化学肥料を使用していない特別栽培農産物にあっては第5の1に定めるもののほか、その旨を表示するものとする。なお、その表示については「化学肥料（窒素成分）：栽培期間中不使用」と記載するものとする。（別記3例1、2参照）
- 6 節減対象農薬又は窒素成分を含む化学肥料を使用した特別栽培農産物にあっては、第5の1に定めるもののほか節減割合を表示するものとする。なお、その表示については「節減対象農薬：当地比〇割減」又は「化学肥料（窒素成分）：当地比〇割減」と記載するものとする。（別記3例3、4参照）
- 7 節減対象農薬を使用した特別栽培農産物にあっては、併用表示とは別に、生産過程等において現に使用した節減対象農薬の名称、用途及び使用回数を表示するものとする（別記4表示例参照）。
- 8 第5の7による節減対象農薬の表示は、容器もしくは包装の併用表示とは別の見やすい箇所又は別途添付する票片に記載することとし、容器、包装又は票片に表示できない場合は、当該内容を消費者が必要に応じて確認できるホームページのアドレス等情報入手の方法を併用表示の枠内に掲載するものとする。（別記3例4参照）
- 9 併用表示は、表示を施す出荷容器及び包装資材の形態に応じて、併用表示の内容を簡略化して表示することができる。（別記5の表示例参照）ただし、この場合においても、すべての表示事項について当該特別栽培農産物の包装材料、表示票等を用いて別途表示しなければならないものとする。
- 10 認証票の近傍に特別栽培農産物に係る説明を付すよう努めること。（別記6の表示例参照）

#### （表示禁止事項及び認証票の使用制限）

第6 次に掲げる事項は、表示してはならない。

- (1) 表示枠内への第5の1に規定する表示事項以外の事項
  - (2) 第5の1に規定する表示事項の内容と矛盾する用語
  - (3) 「自然栽培」「有機」等の紛らわしい用語
  - (4) 「安全」「安心」「体に優しい」「健康」等の定義が不明瞭で、他のものが安全でないことを消費者に暗示するような用語
  - (5) 実際のものより著しく優良であると誤認させる用語
  - (6) 当該特別栽培農産物の栽培方法、品質等を誤認させる文字、絵、写真その他の表示
- 2 次の物には認証票を使用してはならない。
- (1) 特別栽培農産物の認証を受けていない農産物
  - (2) 特別栽培農産物の認証を取り消された農産物及び加工食品

### (3) 特別栽培農産物を原料とした認証加工食品以外の加工食品

(認証票の適正な使用を図るための措置)

第7 生産登録者、とう精登録者及び加工食品登録者は、認証票の使用管理に係る帳簿（要領第15（3）に規定する出荷・販売記録簿（要領別記様式第25号）、要領第21（1）に規定するとう精記録簿（要領別記様式第31号）又は加工食品認証要領第9（2）に規定する加工食品製造管理簿（加工食品認証要領別記様式第5号））を備え、適正な管理を行うものとする。

(ポップ広告等における認証票の取扱い)

第8 ポップ広告及びリーフレット等における認証票の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 生産登録者、生産登録者で組織する団体及びとう精登録者等（以下「生産登録者等」というが、ポップ広告において認証票を使用するときには、必ず併用表示を行い、認証票の意味を補充するものとする。
  - (2) 生産登録者等が、リーフレット等において認証票を使用するときには、必ず紙面の中で連絡先を表記するものとする。
  - (3) 加工食品登録者が、ポップ広告及びリーフレット等で認証票を使用するときは、群馬県特別栽培農産物認証要領に基づく認証を受けた農産物を原材料として使用している旨の表示を併せて行い、連絡先等を標記する。
  - (4) 特別栽培農産物を原料とした認証加工食品以外の加工食品を宣伝する場合には、認証票を使用してはならない。
- 2 第8の1の規定により認証票を使用するときには、あらかじめ次の手続きにより、知事の了承を得るものとする。
- (1) 認証票使用許可申請書は、様式4とする。
  - (2) 認証票を使用する者は、第8の2（1）の申請書を所管の農業事務所長に提出するものとする。
  - (3) 農業事務所長は、第8の2（2）の申請書の提出を受けたときには、内容を確認し、農政部長に提出するものとする。
  - (4) 知事は、申請を認めるとときには、様式5により認証票の印刷を許可する旨を申請者に通知するものとする。
  - (5) 第8の2（4）の通知は、農業事務所長を通じて行うものとする。

(認証票の商標権)

第9 認証票に関する商標権は、群馬県が所有する。

- 2 認証票は無断で使用及び印刷してはならない。
- 3 認証票の使用を許可された者は、他人に認証票の使用権を譲渡してはならない。
- 4 使い残した認証票は、知事の指示に従って管理又は廃棄するものとする。

### 附 則

この要領は、平成13年12月27日から施行する。  
この要領は、平成15年1月6日から施行する。  
この要領は、平成15年12月12日から施行する。  
この要領は、平成16年3月4日から施行する。  
この要領は、平成16年8月24日から施行する。

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 19 年 7 月 18 日から施行する。

この要領は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

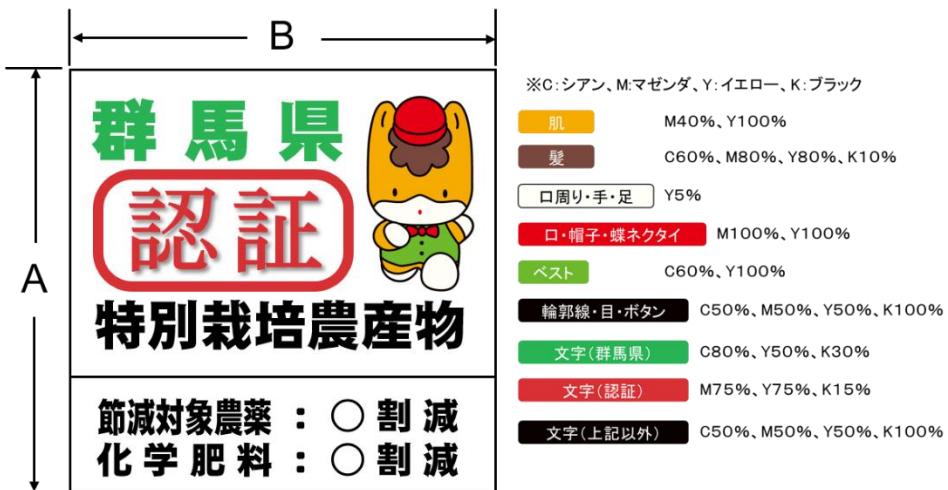
この要領は、令和 6 年 3 月 12 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

## 別記1

認証票のデザイン及び配色については、以下の5種類を利用すること。

### 1. カラー



注1：認証票の下部に、使用資材の節減割合を表記して利用すること。

注2：AとBは同じ長さとすること。

### 2. モノクロ



### 3. 黒一色



4. 緑一色



5. 輪郭線のみ



別記2 加工食品表示例



群馬県特別栽培農産物の認証を受けた原材料を使用しています。

### 別記3 併用表示の表示例

#### 例1 農薬・窒素成分を含む化学肥料を使用していない特別栽培農産物の場合

群馬県特別栽培農産物	
農 化 学 肥 料	薬 : 栽培期間中不使用 (窒素成分) : 栽培期間中不使用
栽培責任者	○○○○○
住 所	群馬県○○町○○○
連絡先	TEL ○○-○○-○○
確 認 機 関	○○○○○
住 所	群馬県○○町○○○
連絡先	TEL ○○-○○-○○

農林水産省新ガイドラインにおける  
生産方法を満たしています。

#### 例2 節減対象農薬以外の農薬のみを使用し、窒素成分を含む化学肥料を使用していない特別栽培農産物の場合

〔栽培責任者の代わりに団体名を表記している場合、  
及びホームページを開設している場合の例〕

群馬県特別栽培農産物	
節減対象農薬	: 栽培期間中不使用
化 学 肥 料	(窒素成分) : 栽培期間中不使用
栽培責任者	○○○○○ 生産組合
代表住所	群馬県○○町○○○
代表連絡先	TEL ○○-○○-○○
ホームページ	<a href="http://www.○○○○">http://www.○○○○</a>
確 認 機 関	○○○○○
住 所	群馬県○○町○○○
連絡先	TEL ○○-○○-○○

農林水産省新ガイドラインにおける  
生産方法を満たしています。

例3 節減対象農薬・窒素成分を含む化学肥料を使用した特別栽培農産物の場合（精米の場合の例）

群馬県特別栽培農産物	
節減対象農薬：当地比○割減 化学肥料（窒素成分）：当地比○割減	
栽培責任者	○○○○○
住 所	群馬県○○町○○○
連絡先	TEL ○○一○○一○○
確 認 機 関	○○○○○
住 所	群馬県○○町○○○
連絡先	TEL ○○一○○一○○
精 米 確 認	群 馬 県

農林水産省新ガイドラインにおける  
生産方法を満たしています。

例4 節減対象農薬・窒素成分を含む化学肥料を使用した特別栽培農産物の場合

〔別記4等を枠外に表示できない場合  
ホームページアドレス等情報の入手方法を記載する〕

群馬県特別栽培農産物	
節減対象農薬：当地比○割減 化学肥料（窒素成分）：当地比○割減	
栽培責任者	○○○○○
住 所	群馬県○○町○○○
連絡先	TEL ○○一○○一○○
確 認 機 関	○○○○○
住 所	群馬県○○町○○○
連絡先	TEL ○○一○○一○○
節減対象農薬の使用状況	
<u><a href="http://www.*****.jp/">http://www.*****.jp/</a></u>	

農林水産省新ガイドラインにおける  
生産方法を満たしています

別記4 節減対象農薬の使用状況の表示例（併用表示の枠外に表示するものとする。）

例 節減対象農薬を使用した特別栽培農産物の場合（別記2の例3の場合）

節減対象農薬の使用状況		
使用資材名	用途	使用回数
○○○○○	殺菌	1回
□□□□□	殺虫	2回
△△△△△	除草	1回

（注）使用資材名は原則として商品名ではなく、主成分を示す一般的の名称とする。以下同じ。

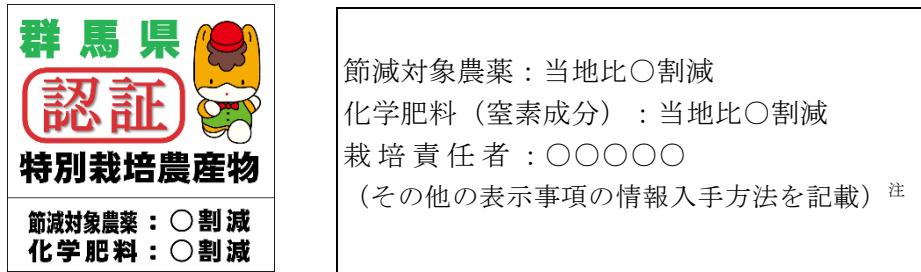
別記5 表示例

（1）段ボール、米袋、店頭POP等



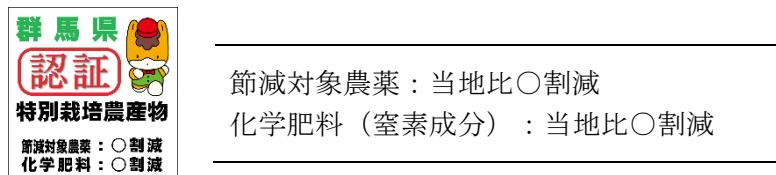
群馬県特別栽培農産物	
節減対象農薬：当地比○割減 化学肥料（窒素成分）：当地比○割減	
栽培責任者	○○○○○
住 所	群馬県○○町○○○
連絡先	TEL ○○-○○-○○○
確 認 機 関	○○○○○
住 所	群馬県○○町○○○
連絡先	TEL ○○-○○-○

(2) FG袋、ラッピング資材、小型容器等



(注) ホームページアドレス等の情報も記載できる

(3) 結束テープ等



別記6 特別栽培農産物の係る説明の例

特別栽培農産物とは、節減対象農薬と化学肥料（窒素成分）の使用量を地域で通常に栽培する場合の半分以下に減らして栽培される農産物です。

様式 1  
(規格 A4)

群馬県特別栽培農産物認証票印刷許可申請書

文書番号  
年月日

群馬県知事 様

住 所  
名 称  
代表者名

特別栽培農産物の認証表示について、印刷により実施したいので、群馬県特別栽培農産物認証票取扱要領第4の2の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 使用生産者団体名等

生産団体名（責任者）	( )	確認機関	
農産物の種類・作型			
使用資材の節減割合			

2 印刷形態

出荷形態	認証票印刷数	色
箱 ( kg／箱)	箱	カラー・モノクロ 黒一色・緑一色 輪郭線のみ
袋 ( g／袋)	袋	カラー・モノクロ 黒一色・緑一色 輪郭線のみ
結束テープ ( g／束)	巻	カラー・モノクロ 黒一色・緑一色 輪郭線のみ
その他		カラー・モノクロ 黒一色・緑一色 輪郭線のみ

\*認証加工食品の製造者については2のみを記入して下さい。

様式 2  
(規格 A4)

群馬県特別栽培農産物認証票印刷許可通知書

文書番号  
年月日

住所  
名称  
代表者名 様

群馬県知事

年月日付け の群馬県特別栽培農産物認証票印刷許可申請について、下記のとおり印刷を認めますので、群馬県特別栽培農産物認証票取扱要領第4の2の規定に基づき通知します。

記

生産団体名（責任者）	( )	確認機関	
農産物の種類・作型			
使用資材の節減割合			

出荷形態	認証票印刷数
箱 ( kg／箱)	箱
袋 ( g／袋)	袋
結束テープ ( g／束)	巻
その他	

\*認証加工食品の製造者については2のみ記入して下さい。

様式 3

(規格 A 4)

群馬県特別栽培農産物認証票使用報告書

文書番号  
年月日

群馬県知事

様

確認機関名（登録番号）  
代表者名

群馬県特別栽培農産物認証票について、下記のとおり使用したので群馬県特別栽培農産物認証票等取扱要領第4の4の規定に基づき報告します。

記

1 対象農産物

生産団体名（責任者）	( )	確認機関	
農産物の種類・作型			
使用資材の節減割合			

2 認証票使用状況

小分包装期間	年 月～ 年 月		
農産物取扱数量		認証票使用枚数	
小分包装形態			
小分包装場所			
主な販売先等			

\* 小分包装形態は重量・形態を記入して下さい。

\* 小分包装場所は小分包装の作業を行った場所を記入して下さい。

\* 添付書類 使用先との認証票使用にあたっての計画書等

様式 4  
(規格A4)

群馬県特別栽培農産物認証票使用許可申請書

文書番号  
年月日

群馬県知事 様

住 所  
名 称  
代表者名

群馬県特別栽培農産物認証票について、下記のとおり使用したいので申請します。

記

使 用 団 体	
使 用 責 任 者	
連 絡 先	
印 刷 物 の 種 類	
印 刷 枚 数	
設 置 (配 布) 場 所	
使 用 目 的	
印 刷 業 者 ・ 住 所	

\*POP、リーフレット等の作成案を添付のこと

様式 5  
(規格 A4)

群馬県特別栽培農産物認証票使用許可通知書

文書番号  
年月日

住所  
名称  
代表者名 様

群馬県知事

年月日付け の群馬県特別栽培農産物認証票使用許可申請について、申請のとおり使用を認めます。